

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 趣旨

特別区人事委員会の勧告等に基づき、扶養手当の見直しを行う。

・勧告の内容

配偶者に係る手当額を他の扶養親族（父母等）に係る手当額と同額まで減額し、それにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を引き上げる。また、職員に配偶者がいない場合の扶養親族である子のうち1人（以下「欠配1子」という。）に係る手当の区分を廃止する。

2 内容

扶養手当の額を次のとおり改める。

区分	現 行	改 正 案	
	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (本則)
配偶者	13,700 円	10,000 円	6,000 円
子 (特定期間※ ¹ にある子は 4,000 円を加算)	6,000 円	7,500 円	9,000 円
欠配1子	13,700 円	10,000 円※ ² 及び ³	区分を廃止し、子の 区分を適用※ ³
父母等	6,000 円	6,000 円	6,000 円

※1 子が満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間

※2 欠配1子に係る扶養手当の支給を受けている職員で、かつその子が特定期間にある場合の手当額は、平成30年度に限り11,500円とする。

※3 激変緩和措置として、平成30年3月31日に「欠配1子のみ」又は「欠配1子及び父母等」に係る扶養手当の支給を受けていた職員が、平成30年4月1日以降、引き続き「特定期間がない欠配1子のみ」又は「特定期間がない欠配1子及び父母等」を扶養する期間に限り、当該欠配1子に係る手当額について、平成30年度は11,500円、平成31年度から平成35年度までの間は、子の手当額に4,000円を加算した額とする。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。